

粗大ごみ電話受付等業務委託に係る
落札者決定基準

令和8年8月

岡 山 市

この基準は、地方自治法施行令第 167 条の 10 の 2 第 3 項に規定する落札者決定基準（以下「落札者決定基準」という。）に関して必要な事項を定めるものとし、落札者の決定方法、対象業務に係る技術的な事項に対する入札参加者による提案（以下「技術提案書」という。）の内容を評価するための項目（以下「評価項目」という。）及びその方法（以下「評価方法」という。）並びに入札価格に対する評価の方法に関する事項を定めるものとする。

1 落札者の決定方法

- (1) 技術提案書の評価項目（技術提案記載項目及び機能要件項目）を評価した結果、ひとつでも「無効」となる評価項目がある場合は、技術提案書全体を無効とする。
- (2) 評価項目ごとの評価点の合計（以下「技術提案評価点」という。）と入札金額から算出された評価点（以下「価格評価点」という。）の合計点を総合評価点とする。
- (3) 税抜き許容価格（地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条第 3 項に規定する予定価格から、消費税及び地方消費税相当額を除いたものをいう。）以下で入札した者を、総合評価点が高い順に順位を付し、第一順位となった者を、入札参加資格確認対象者（以下「確認対象者」という。）とする。
- (4) 総合評価点の同じ者が 2 者以上あるとき（同点のとき）は、次に掲げる方法により順位を決定する。
 - ① 入札者それぞれの「技術提案評価点」及び「価格評価点」が異なる場合は、「技術提案評価点」が高い者を上位とする。
 - ② 入札者それぞれの「技術提案評価点」及び「価格評価点」が同じ場合は、「入札金額」が低い者を上位とする。
 - ③ 入札者それぞれの「技術提案評価点」、「価格評価点」及び「入札金額」が同じ場合は、くじ引きにより順位を決定する。
- (5) 確認対象者となった者は、「一般競争入札参加資格確認申請書」（様式 5）及び添付書類を提出し、対象業務の入札参加資格の有無の確認（以下「参加資格の確認」という。）を受けなければならない。
- (6) 参加資格の確認を行った結果、確認対象者の参加資格がないと認められたときは、次順位の者を確認対象者として参加資格の確認を行う。
- (7) 参加資格の確認により、参加資格を有すると認めた者を、落札者として決定するものとする。

2 総合評価点の配分

総合評価点の配分は以下のとおりとする。

① 技術提案評価点	140 点
② 価格評価点	70 点
総合評価点	210 点

3 技術提案評価点

(1) 技術提案評価点の内訳

技術提案評価点（140 点）は、「技術提案記載項目一覧表」の評価項目の提案内容に対する評価点とする。

なお、技術提案評価点の算出に係る必要な事項については、技術評価委員会で定めるものとする。

(2) 技術提案評価点に係る評価項目及び評価方法

本評価項目については、「技術提案記載項目一覧表」のとおりとし、評価方法は評価項目ごとに下記「評価区分」で評価を行うものとする。

評価した結果、「要件を満たしていない。」評価項目がある場合は、技術提案書を無効とする。

①評価区分と評価点

- ・各評価項目の提案内容に対する評価区分と評価点は以下のとおりとする。

評 価 区 分	評価点
要件を満たしており、本市の期待を上回る有効な提案である。	配点×1.0
要件を満たしており、本市の期待する平均的なレベルの提案である。	配点×0.6
最低限のレベルを確保できる提案である。	配点×0.2
要件を満たしていない。 → 無効	0 点

②技術提案評価点(技術提案記載項目分)の算出

記載項目ごとの評価点の合計を技術提案評価点（技術提案記載項目分）とする。

4 価格評価点

- ・価格評価点の算定式は以下のとおりとする（計算結果の小数点以下を四捨五入する。）。
- ・入札金額が税抜き許容価格を超えた場合は失格とする。

【算定式】

$$\text{価格評価点} = \text{価格配分点 (70 点)} \times (1 - \text{入札金額} \div \text{税抜き許容価格})$$

5 総合評価点

総合評価点は、上記 3 で算出した技術提案評価点と上記 4 で算定した価格評価点の合計とする。

【算定式】

$$\text{総合評価点} = \text{技術提案評価点} + \text{価格評価点}$$